

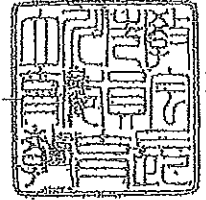


教指内発第212号

平成17年1月7日

立川市立小・中学校長 殿

立川市教育委員会
教育長 大澤 祥



入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）

立川市教育委員会は、児童・生徒に国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づき入学式及び卒業式等を適正に実施するよう各学校を指導してきた。

これまで、すべての市立小・中学校で国旗掲揚及び国歌斉唱が実施されているが、その実施態様には様々な課題があり、より一層の改善・充実を図る必要がある。

については、下記により、各学校が入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱を適正に実施するよう通達する。

記

- 1 学習指導要領に基づき、入学式、卒業式等を適正に実施すること。
- 2 入学式、卒業式等の実施に当たっては、別紙「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針」のとおり行うものとする。
- 3 国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを、教職員に周知すること。



別紙

入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針

1. 国旗の掲揚について

入学式、卒業式等における国旗の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 国旗は、式典会場の舞台壇上正面に掲揚する。
- (2) 国旗とともに市旗を併せて掲揚する。この場合、国旗にあつては舞台壇上正面に向かって左、市旗にあつては右に掲揚する。
- (3) 屋外における国旗の掲揚については、屋上、校門、玄関等、国旗の掲揚状況が児童・生徒、保護者その他来校者が十分認知できる場所に掲揚する。
- (4) 国旗を掲揚する時間は、式典当日の児童・生徒の始業時刻から終業時刻とする。

2. 国歌の斉唱について

入学式、卒業式等における国歌の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 式次第には「国歌斉唱」と記載する。
- (2) 国歌斉唱に当たっては、式典の司会者が、「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。
- (3) 式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。
- (4) 国歌斉唱は、ピアノ等の伴奏により行う。

3. 会場設営について

入学式、卒業式等における会場設営等は、次のとおりとする。

- (1) 卒業式を体育館で実施する場合には、舞台壇上に演台を置き、卒業証書を授与する。
- (2) 卒業式をその他の会場で行う場合には、会場の正面に演台を置き、卒業証書を授与する。
- (3) 入学式、卒業式等における式典会場は、舞台壇上に演台を置き、児童・生徒が正面を向いて着席するように設営する。
- (4) 入学式、卒業式等における教職員の服装は、厳肅かつ清新な雰囲気の中で行われる式典にふさわしいものとする。